

(資料 12)

## 事務手続件数について

代行霊園に関する事務においては、大阪市設霊園条例施行規則（昭和 54 年大阪市規則第 46 号）に基づき、諸届の受理や使用許可証等の送付等を実施する必要があります。これらの事務の処理に当たっては、本市担当者と連絡調整を行い、大阪市行政手続条例（平成 7 年大阪市条例第 10 号）に基づき、迅速に実施しなければなりません。なお、各年度の事務手続件数は次のとおりですので、参考としてください。

(単位：件)

令和 2 年度

承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	その他	計
417	323	417	1,399	779	54	933	0	4,322

令和 3 年度

承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	その他	計
484	342	258	1,200	519	57	847	0	3,707

令和 4 年度

承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	その他	計
505	368	291	1,351	562	57	938	0	4,072